

平成30年度

**第1回杉並区まちづくり景観審議会
議事録**

平成30年11月5日（月）

議 事 録

会議名		平成30年度第1回杉並区まちづくり景観審議会
日時		平成30(2018)年11月5日(月)午後2時00分～午後4時00分
出席者	委員	有賀、篠沢、大澤、尾谷、園、中島、林、亀山、小張、松本
	説明者(区)	政策経営部 施設整備担当課長 都市整備部 都市整備部長、まちづくり担当部長、土木担当部長 管理課長、市街地整備課長、拠点整備担当課長、建築課長、 土木管理課長、土木計画課長、みどり公園課長、 特命事項担当副参事
配布資料		<ol style="list-style-type: none"> 1 平成30年度第1回まちづくり景観審議会次第 2 杉並区まちづくり景観審議会委員・専門委員名簿 3 平成30年度第1回まちづくり景観審議会座席表 4 「(仮称)大規模建築物の優良な景観事例集」の発行について(資料1) 5 まちのにぎわい創出事業と景観施策の基本的な考え方について(資料2) 6 (仮称)荻外荘公園整備の取組について(資料3) 7 杉並区まちづくり景観審議会景観専門部会の調査審議の結果について (資料4)
議事次第		<p>報告案件</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「(仮称)大規模建築物の優良な景観事例集」の発行について ② まちのにぎわい創出事業と景観施策の基本的な考え方について ③ (仮称)荻外荘公園整備の取組について ④ 杉並区まちづくり景観審議会景観専門部会の調査審議の結果について

平成 30 年度第 1 回杉並区まちづくり景観審議会

管理課長

それでは、皆様、お集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、平成 30 年度第 1 回杉並区まちづくり景観審議会の開催をお願いいたします。

本日のまちづくり景観審議会につきましては、景観審議会委員 10 名の皆様全員が出席されていますので、第 1 回杉並区まちづくり景観審議会は有効に成立しております。

なお、平成 29 年度に委員委嘱の手続を行いましたので、席上に委嘱状を配付させていただいております。ご確認をいただければと思います。

また、前委員がご意向により退任をされましたので、後任として新たに着任された委員をご紹介します。

委員は、日本建築家協会杉並地域会代表でいらっしゃいます。一言、ご挨拶をお願いします。

委員

皆さん、初めまして。

今、J I A の杉並地域会代表とご紹介いただいたのですが、昨年退任しましたので、申しわけありません、代表ではございませんが、メンバーではございます。

私も、杉並生まれではないのですが、3歳のころから杉並に住んでおりまして、ずっとこの地域で生活してまいりました。事務所を下井草に構えておりまして、設計事務所をそこで 20 年ほどやっております。

ということで、皆様、よろしく願いいたします。

管理課長

ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

続きまして、本会は、本年 4 月の組織改正後初めての開催になりますので、都市整備部長から、理事者の管理職をご紹介します。

都市整備部長

それでは、平成 30 年度の、まちづくり景観審議会の理事者を紹介させていただきます。

まず、私、都市整備部長の渡辺幸一でございます。どうぞ引き続きよろしく願いいたします。

続きまして、まちづくり担当部長の茶谷晋太郎でございます。

まちづくり担当部長 茶谷でございます。よろしく願いいたします。

都市整備部長

土木担当部長の吉野稔でございます。

土木担当部長 吉野です。どうぞよろしくお願ひします。
 都市整備部長 管理課長の正田智枝子でございます。
 管理課長 正田と申します。よろしくお願ひいたします。
 都市整備部長 市街地整備課長の河原聡でございます。
 市街地整備課長 河原でございます。よろしくお願ひします。
 都市整備部長 土木管理課長の友金幸浩でございます。
 土木管理課長 よろしくお願ひいたします。
 都市整備部長 拠点整備担当課長の安藤武彦でございます。
 拠点整備担当課長 よろしくお願ひします。
 都市整備部長 建築課長の佐々木孝彦でございます。
 建築課長 よろしくお願ひします。
 都市整備部長 土木計画課長の三浦純悦でございます。
 土木計画課長 よろしくお願ひいたします。
 都市整備部長 みどり公園課長の土肥野幸利でございます。
 みどり公園課長 よろしくお願ひします。
 都市整備部長 特命事項担当副参事荻外荘公園担当の伊藤克郎でございます。
 特命事項担当副参事 よろしくお願ひいたします。
 都市整備部長 政策経営部施設整備課長の郡司洋介でございます。
 施設整備担当課長 よろしくお願ひいたします。
 都市整備部長 以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
 管理課長 それでは、会長より、審議会の開会をお願ひいたします。
 会長 委員の皆様、どうも、こんにちは。本日は、お忙しい中をご参集いただきま
 して、誠にどうもありがとうございます。
 本年度、平成 30 年度第 1 回目となりますが、杉並区まちづくり景観審議会
 をただいまから開会させていただきますので、よろしくお願ひいたします。
 本日、傍聴者の方はいらっしゃいますでしょうか。
 管理課長 本日は 1 名の方から申し出がありましたので、報告いたします。
 会長 ただいま事務局からご報告のとおり、1 名の方がいらっしゃるということで
 ございます。特に録音とか撮影のお申し出はないということによろしいですか。
 管理課長 はい、特に伺っていないです。
 会長 それでは、許可いたしたく存じますが、委員の皆様方、よろしいでしょ
 うか。

では、ご許可しますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速、事前に郵送されておると思うのですが、本日の資料がお手元にあるかと思えます。もし過不足がありましたらお知らせいただければと思えます。

議事次第がお手元にあるかと思えますが、本日の議題の宣言を事務局からお願いいたします。

管理課長

本日の報告案件でございますが、『(仮称) 大規模建築物の優良な景観事例集』の発行について「まちのにぎわい創出事業と景観施策の基本的な考え方について」「(仮称) 荻外荘公園整備の取組について」、杉並区まちづくり景観審議会条例施行規則第6条第2項の規定に基づく「杉並区まちづくり景観審議会景観専門部会の調査審議の結果について」の4件でございます。資料は事前に郵送させていただいております。また、席上資料も本日配付の資料がありますので、ご確認ください。

会長

どうもありがとうございました。

それでは、早速でございますが、報告案件の①『(仮称) 大規模建築物の優良な景観事例集』の発行について」ということで、ご報告をお願いいたします。

管理課長

私からは『(仮称) 大規模建築物の優良な景観事例集』の発行について」ということで、資料1をご覧くださいと思えます。

杉並区におきましては、平成 22 年4月に、杉並区景観計画を策定しておりまして、28 年6月に改定をしております。その後、景観施策の充実と事前協議事項の実効性の向上に努めてきたところでございます。

このたび、大規模開発事業者等の景観づくりへの一層の意識向上に資するためということで、これまで蓄積した事例について、優良な取組をリーフレットにまとめましたので、ご報告をさせていただきます。

まず概要でございますけれども、紹介する事例の対象は、原則として事前協議の対象となる大規模建築物とするということです。

それから、事例集の配布対象は、大規模建築物等の事業者・設計者等ということです。

それから、窓口での事前相談等に活用することを前提としまして、できるだけコンパクトな体裁のリーフレットの形として編集を考えております。

今後の予定につきましては、本日ご審議をいただいた後に事例集として作成をいたしまして、年内にリーフレットのデザイン調整、印刷、年を明けて3月

には発行ということで考えております。また、平成 33 年をめどに、事例集の 2 回目の発行も目指してまいりたいと考えております。

1 枚おめくりください。事例集の構成案でございますけれども、リーフレットのレイアウトイメージということで、8 ページの開き観音折りを想定してございます。

まず 1 ページ、表紙、裏面がございまして、その次に 3 ページ、4 ページで「発行の目的」、それから「景観づくりの視点」等、「事例集の見方」ということで掲載を予定しているところでございます。このあと、事例集の中身については、担当のほうからご説明させていただきます。

管理課庶務係

都市整備部管理課庶務係担当者でございます。事例集の見方と個別の事例につきましましては、私のほうからご説明させていただきます。

まず、「P 4」と振ってある資料をご覧くださいと思います。「事例集の見方」というところです。

ページの下の方の一番上に「建物の配置」「建物の規模」「形態・意匠・色彩」等と、6 つ単語が入っておりますが、こちらはお手元の資料ボックスの総合資料 13 の「大規模建築物景観形成指針」の 6 項目の区分のうち、良好事例の対象となる項目を色づけして表示するものとしております。

その下、10 個ほど丸が入っている部分ですが、上記 6 項目の中で、さらに細かく、どこが良好だったのかという良好事例の対象となる景観づくりのポイントを掲載しております。

その横ですが、対象となる建物の用途を記載する予定でございます。

その下には、完成写真、計画概要を記載いたします。

その下の細長い四角の枠ですが、措置状況説明書の記載事項から、景観形成に関する全体の考え方を記載し、また今回の事例集で掲載する良好なポイントとなる事項を簡潔に記載する予定でございます。

その下にございます一番大きい四角の枠には、良好事例の対象となる項目の部分で、景観に対する景観専門部会の意見と、それに対する対応状況を、完成写真やパース、図面などを使ってわかりやすく掲載する予定でございます。

一番下の四角の枠ですが、今回は事業者だけではなく、設計者もターゲットとしておりますので、事業者、設計者の両名の掲載を考えております。

ページを 1 枚おめくりいただきまして、個別事例の説明のほうに入りたいと思います。

5ページ目ですが、こちらの事例の用途は大学となりまして、ポイントとしては「外壁の分節化、屋根形状の工夫、建物と設備の一体的なデザイン」となっております。

概要についてですが、杉並区大宮二丁目にございます高千穂大学の敷地の中にある今回の体育館を建てかえという計画でございます。

景観の区分としては一般地域で、敷地面積が3万 3,595.62 平米、延べ面積が約4,524 平米、階数が地下1階の地上2階、高さが12.96メートルです。

景観形成に関する考え方ですが、北側グラウンド、西側の住宅地に対して既存建物以上の日照の影響を及ぼさないよう、体育館壁面をセットバックさせ、形状を工夫し、また、キャンパス全体の色調を合わせ、白を基調とし、レンガ色を強調色とした色彩計画となっております。

ポイントですが、敷地西側と北側にある中木・高木の植栽をそのまま残すことができるよう、建物位置は西側、北側境界から十分に距離を取ったものとしております。

説明が前後しましたが、方位に関しまして、2枚ある下の写真の上のほう、こちらの写真の建物のこの体育館の後ろにある緑のネットがある部分がグラウンドなのですが、こちらが北側となりまして、写真右手「既存樹木の活用」と書いてあるほうが東側となっております。

ポイントのほうに戻りまして、南側と北側の立面は、100メートルを超える長いものとなっておりますが、ガラス面、コンクリート面、ルーバー等の多様な立面処理を施し、適切な分節化を図った計画となっております。

こちらの大学の案件に関しまして、景観にも十分に配慮しているとして、専門部会での助言はありませんでしたが、良好な事例として紹介している案件となっております。

具体的に申しますと、西側住宅への圧迫感軽減のため、屋根の形状は、ヴォールト型で柔らかい印象になるように配慮しています。

設備を隠すための壁をR階のほうに設置し、また建物の中心に配置することで、通路からの見え方にも配慮しております。

壁面は、ルーバー、ガラスによる分節化を図っております。

既存樹木の活用という配慮の点になります。

今回、事業主は学校法人高千穂学園、設計者は株式会社佐藤総合計画となります。

ページを1枚おめくりいただきまして6ページですが、こちらの用途は共同住宅になりまして、ポイントは「既存樹木の活用」となっております。

杉並区高井戸東三丁目にございますザ・パークハウス浜田山季の杜というマンションになります。

景観の区分は一般地域となっております、景観形成に関する考え方ですが、北側の人見街道に列植されたケヤキ並木を残存保存し、ケヤキ並木を際立たせるデザインとなっております。

ポイントとしましては、ケヤキ並木を残存保存させることで、周辺のみどりと連続した計画とするとなっております。

具体的な助言の内容に関してですが、西側の植栽につきまして、現状の雰囲気を継承するため、保存樹木を残すことも含め、緑量を確保する方向で検討することという助言がありまして、それに対する対応ですが、審議会事前協議から保存する樹木を増やしまして、主に敷地の北西部の緑量を確保する計画となっております。図面の点線部分が事前協議時に保存する予定だった樹木ですが、事前協議後に、赤丸が4本増えております。写真の2番、3番は、現在の建っている完成写真となっております。

今回、事業主は三菱地所レジデンス株式会社、設計者は東亜建設工業株式会社でございます。

次、7ページ目ですが、こちらも共同住宅になりまして、ポイントとしては「バルコニーの形態・意匠と植栽による近隣への配慮」となっております。

こちらは、杉並区成田東二丁目にございますパークホームズ杉並善福寺川緑地というマンションです。

景観の区分は一般地域でございます。

景観形成に関する考え方ですが、地域の景観特性に配慮し、外観、色彩を工夫するとともに、歩行者空間の確保や外周部へ緑地を配する等の配慮をするとなっております。

ポイントとしましては、明るく住宅らしい淡いベージュを外壁色のベースとし、単調な壁面構成に見えないように、頭頂部のひさしや袖壁を使用し分節するとなっております。

具体的な助言に関しましては、東側の道路との離隔が小さいため、バルコニー・手すり・植栽及び設備等の露出について、近隣に配慮した計画とすることという助言がありまして、こちらに対する対応ですが、バルコニー・手す

り・植栽及び設備等の露出について近隣に配慮するため、建物配置の変更により東側道路との離隔を確保し、バルコニーの仕様を、一面ガラス手すりだったものを、躯体手すり、一部にルーバーを使ったりして、プライバシーや露出に配慮した計画に変更となっております。

右側の写真の上のほうが事前協議前の完成イメージパースで、その下にある写真が現在完成している建物の写真となっております。

今回の事業主は、三井不動産レジデンシャル株式会社、設計者が株式会社長谷工コーポレーションとなります。

最後の事例でございますが、こちらの用途は事務所になります。ポイントとしましては「連続したオープンスペース、意匠の工夫」となっております。

場所ですが、杉並区和田二丁目でございます普門メディアセンターという施設になります。

景観の区分は、善福寺川沿いの景観形成重点地区となります。

景観形成に関する考え方ですが、周辺に配慮した低層建築物とし、外構や周辺地域と一体的な調和を図ることで豊かな環境空間の形成を行うとなっております。

ポイントですが、環状七号線と東側区道をつなぐオープンスペースを敷地中央に設け、東側区道沿いに新たに設ける歩道状空地に沿って善福寺側まで連続した空間とするとなっております。

具体的な助言ですが、まず1つ目、オープンスペースについては、環状七号線側から人が自然に入れること。環状七号線沿いにバス停があるのですけれども、そちらの利用者の快適性の確保や、環状七号線沿いの街路樹との関連づけを考慮した外構を検討すること。また、事務所棟とオープンスペースの接点部分について緑化等の配慮を行うことという助言に関しまして、写真のような配慮をしております。

2つ目、倉庫棟についてですが、外壁面に表情をつけるなどの工夫をして、角地にふさわしいデザインとすることという助言に関しましては、環状七号線通りとオープンスペース側について、床を一部跳ね出したデザインとし単調な壁面とならないように配慮したという写真が、その右手の写真となっております。

今回の事業主は立正佼成会、設計者は株式会社入江三宅設計事務所となります。

個別の事例の説明については以上になりますが、最後、今回の事例集の配置、並びですが、資料1 ページ目をご覧くださいまして、リーフレットのイメージの図がございまして、今回は左から順に、大学で、共同住宅が2つで、事務所という並びとなっておりますが、この並びに関しましては、専門部会委員からの意見を考慮した上で、こちらの並びとなっております。

私からの説明は以上となります。

会長

どうもありがとうございました。

この景観事例集の発行については、かねて、数年来とは言いませんが、2、3年来、この審議会でも景観専門部会の先生方からご提案があつて、部会で都度、都度ご審議いただいて、設計者、事業者にフィードバックいただいているわけですが、そういうものの規範になるようないい事例を、広くアピールしたらどうかというご提案もいただいでいて、事務局も予算額を含めてご尽力いただいて、ようやく近づきつつあるという段階でございます。

そんなことで、今日はその案のご披露、ご説明をいただいたわけですが、ついでには、ぜひ本審議会委員の方々、あるいはもちろん専門部会の先生方からも、補足的・追加的なコメント・意見があれば、最後のバージョンアップといひますか、できる可能性があるかもしれないということで、ぜひ、ご助言賜りたいと思ひますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

それでは、ご意見をいただいでまいりたいと思ひますので、どなたからでも結構ですので、ご発言いただければ。よろしくお願ひいたします。

どうぞ、委員。

委員

私は専門部会員なので、事前に専門部会員の中でちゃんと意見を言えばよかつたのですけれども、ちょっと忙しくてなかなか見られなかつたので、今この案を見て少し意見をさせていただきます。

まず第1に「事前協議の目的」という文章は、少し直したほうがいいのではないかと思ひます。最初のめくつたところにあるのですが、ここに書いていることは、事前協議の目的は確かに大きく言えばこういう目的なのですが、やっぱり協議することの意味があまり書いていないというか、事業所側の責務ということというか、努力目標は書いてあるのですけれども、協議をすることによりよくしていくとか、何かそういうことを書かないと、事前協議の説明にはならないのかなということが1つ。

それと対応するのですが、全体的に「助言」という言葉が使われているので

すけれども、事前協議の目的というのは、もちろん助言もあるかもしれませんが、助言だけではないような気がして。協議に事業者側が出る時点で、多分事業者側としても、自ら景観形成のこの取組を整理したりすること自体も意味があったり、また、助言がなかったという表現がありますけれども、具体的な助言がなくても、その場でいろいろやりとりをして、自分たちの取組はこういうことなのだとわかったりとか、あるいは自分で気づいて、また良くしていくということもあるので。

1つは、目的のところきちんと事前協議の目的を書くことと、では、事前協議の目的というのは、本当に何なのだろうかということをもう少し、「助言」という言葉だけでいいのかなというのが、少し気になることです。

具体的には、もちろん助言があった事例は助言があると書いていいのですけれども、例えばこの高千穂の事例で「事前協議の助言はなかったが」というのを黒く強調しておりますけれども、別に助言がないことがそんなに問題ではないのです。どちらかという、専門部会から、多分具体的な、景観に対する異議はなかったということだと思えるのですけれども、事前協議自体はやっているのです、表現が変わってくるのかなとか。そのあたりの整理を、もう一度、私もそうですけれども、専門部会員も含めて、少しやったほうが。何となくこれだと助言をただもらいに来るみたいな感じにも見えてしまって。これは専門部会の設置要綱とか何かその辺の表現が、もしかしたら「助言」になっている可能性があるのですが、そこも確認していただいて、少しそのあたりをまず考えたほうがいいのかなというのが、大きなところの意見です。

あとちょっと細かいところは幾つかありますけれども、まずはそのことです。
ありがとうございました。

会長

続けて幾つかご意見をいただいている間に、事務局のほうでお答えいただく時間をとっているのですが、お考えをちょっとまとめておいてください。

委員。

委員

資料1の1ページ目の概要、この景観事例集を発行する配布対象はということで、大規模建築物の事業者と設計者とするということでしょう。審議会で、景観事例集を発行する対象が、確かに効果というか、事例集を見て影響を与えることができるのは、確かに事業者であり設計者なのでしょうけれども、この事業者というところが、いまひとつ何となく一般市民というイメージがわいてこないのです。でき上がったこの施設で、一般市民というのはすごく影響を受

けることができるという視点がどこかに入っていてほしいと思うのですね。

結果として、何を加えるかというところが非常に難しいところではありますけれども、一般市民のメリットといいますか、そういったものがこの中に全然、今のご説明の中では、私も読んでいないですが、この範囲内では多分ほとんど出ていないだろうなとしか思えないので、その視点をもっと入れるということは必要ではないかなと思うのですね。という感じですね。読んでいないですから。ありがとうございました。

会長

委員。

委員

3ページ目の発行についてというところに「景観に配慮した優良な取組を紹介する事例集」と書いてあるのですが、その「優良な取組」という選定基準というのが、どういう基準でまず選ばれているのかというのが、ちょっとよくわからないなというのは、1つ感じました。

あと、ちょっと細かいことになるのですが、事例集の上のところ、形成指針の区分ということで青色で書いてくださっているのですが、ぱっと見たときに、私はこのキーワードが非常にわかりやすいなと思ったのですね。今日の説明を聞いていたら、資料の中の建物の配置とか、資料の中に書いてある文言で分けていらっしゃるのだなというのが理解できたのですけれども、この中にもう1つ何か小さい項目でもあると、より設計者なり事業主さんがわかりやすいのかなというのを感じました。

あと、細かいのですけれども、改良したときにどう変わったかというのが、助言をしてもらった前と後の変化がわかりにくいなという印象を持ちました。

以上です。

会長

ありがとうございました。

さて、少し時間をとりましたので、この間にお答えを少しおまとめいただいているでしょうか。当然ながら、この委員間でも意見交換しますが、まずは事務局のほうから見解を伺いましょうか。

管理課長

ご意見ありがとうございます。

まず文言に関してですけれども、まだ内部でももみ切れていないところが多々あるかと思います。

その事前協議の意義が何なのかというところについては、もう少し考えまして、記載を含めて検討させていただきたいと思います。その際には、専門部会の先生方にも、またご意見を頂戴したいと思っておりますので、よろしくお願

いたします。

それから、概要の表現のところで配布対象を「大規模建築物等の事業者・設計者等」と非常にコンパクトな書き方をしているのですけれども、大澤委員のご指摘のとおり、一般市民が受け取る影響ですとか市民から見たイメージとかというところへの配慮なり、そこの認識も非常に重要なことだと思っております。どういうふうに入れられるかというのは、こちらもまた検討させていただきたいと思えます。所管としましては、事業者向けに、事前協議によってこういうふうに変更されてできていますということを何とか事例を集めてご紹介したいというのがまず一義的にあったものですから、こういう表現になっておりますけれども、再考させていただきたいと思っております。

それから、先ほどの事例集の上のほうにあります項目について、既にいろいろな冊子を区で出していて、そこから持ってきているというのがまずちょっとわかりにくいというのは、確かにご指摘のとおりだと思います。さらには、細かい区分とかというのは、また詳細を検討する必要があるかとは思っておりますけれども、この記載かどこから来ているとか、そういったことの補足の説明など、もう少しわかりやすく工夫をする必要があるかなと感じているところでございます。

今のところで、いただいたご意見については、再検討させていただきたいと思っております。

会長

ありがとうございます。

今のところに関連していかがですか。どうでしょうか。どうぞ。

委員

ちょっと1つだけ確認したいのですけれども、2ページの事前協議の流れの中で、これは同じ質問が出たかと思うのですけれども、助言というところ、右のほうの審議を経て、助言という形で、事業者、設計者におりてきますけれども、ここでのやりとりというのは実際にあるのですよね。

というのは、助言したから、事業者、設計者は、それを受け取って、できるとか、やりますというわけではなくて、やりとりがあると思うのですが、その辺が、これだと何か一方的なように思いましたので、せっかく事例集のところでやりとりを書いてくださっているのです、流れのところはきちんとされたほうがいいかなと思います。それだけです。

会長

ありがとうございます。

きょうのこの資料の右上に「P 1」からずっと番号が書いてありますが、

リーフレットの8ページの全体の構成というのが「P1」にありますよね。それで、今、最初に委員からコメントがあったのは「P2」の前文に当たるようなところ、事前協議制度云々についてですよね。

それから、この冊子、事例集そのものの活用の仕方のイメージから言うと、区民の視線からは違うのではないかというので委員からお話があったり、それから内容の、これは実は景観の基本計画にひもづくさまざまな条例や、あるいはルールというのは、景観のいろいろな話も含めてですが、非常に多岐にわたっているんで、それぞれ冊子が別々に分かれていて、もともとのどこにひもづくかというのは非常に複雑になっているので、委員のおっしゃったように、タグだけだとわかりにくいのではないかというお話もあったり。それから、最後に委員がおっしゃったようなこともそれに含まれるのですが。

それで、この8ページの構成、8ページのコンパクトなものにおさめるというところは結構かと思いますが、これは2ページのこの前文も含めたところが、事前協議の流れのフローも、ややかたいというか、事例集としてPRをするとか、あるいは広くこのいいところをわかってもらうという趣旨でつくっている冊子、リーフレットの中身に掲載するとすれば、この「事前協議書作成」「対応見込み」「書類審査等」という、これは正しい内容だと思うのですが、このフロー、この情報は要りますかねということも含めてなのですけれども、2ページの作り方が、もう少し、事例集、リーフレットとしての「はじめに」というか、頭書きのようになると、いただいたコメントも含めて、少し対応しやすくなるかなという感じがしているのですが。

例えばというのでアイデアを少し申し上げますと、委員が最初に言われたコメントの事前協議の目的云々というのは、この文章は間違っていないのですが、そもそも大規模建築物の建築等にかかわる事前協議の役割というのは、むしろこの大規模建築のこの冊子の、多分3ページに書いてあるような「地域の特性を盛り込む」とか、「広い視野をもつ」とか、「景観の保全に努める」とか、「みどりを充実する」とかという、前文としていい話も入っているので、重複をあまりしない程度で、こういう視点があるから、したがって事前の協議という手続の中で、まさに設計者、事業者と区役所側が協議のプロセスを通してより良いものをつくっていくというのが趣旨だと思うので、このキーワードを使いながら、そういう文章を少し書かれたらいかがでしょうか。

それから、その中でもし手続的なところもちゃんと押さえておきたいという

意味で「事前協議」とか「助言」とかという言葉を入れて、「助言」という言葉——でもフローを見ると「意見」という言葉が使われたりするので、もし厳密に言うのだったら、むしろ「意見」なのかもしれないですね、フロー上で言うと。だから、もし手続の話も、厳密にここで改めてリーフレットのほうで言っておきたいという趣旨があるのであれば、このフローをもう少し簡略化できるかなと。その中で、あえて細かい厳密的な言葉を使うかどうかという判断をされたほうがいいかなと思いますよね。

多分一番大きいのは、今日ご説明があった8ページもののリーフレットは、本当はこれとセットで見てほしい、使ってほしい、というところをはっきりさせておくと、これがあって、こちらにもっとわかりやすい実作、実績が出てきているという解説事例になるので、これとセットですというイメージを持たせたほうがいいと思います。これだけひとり歩きしても別に構わないのですが、これに全ての情報を盛り込もうとすると、ほとんどこれと同じになってしまうと思うので、だから、これが本文であって、こちらが実績集、事例集なののだというのをちょっとはっきり言っておいたほうがいいかもしれないですね。

そうすると、委員がおっしゃったように、区民の方々に、例えばこの大規模建築のこちらにも興味があって、持っている方にとっては、これは非常にわかりやすくなるし、逆に、これだけだとちょっと見てもわからないというのは、まちづくり基本方針から見てくださいますと言わないといけないかも知れないけれども。でも、そういうふうな、印刷物の役割の階層性があるので、そこははっきりさせておいたほうがいいかもしれないですね。

というふうに感じましたが、副会長、いかがですか。

副会長

私もこのリーフレットの相談を受けていたのですが、当初のイメージとしては、大規模建築物の建築にかかわる方に、これをお渡しすると同時に、こういうふうにしてほしいねという、設計の事前に渡すものであるという認識です。一緒に見ていただきたいのですが、この1ページには、なぜこういうことをするのかというのが非常に明確に書かれています。町並みがこうなってしまうとだめだから、こういうふうにしましょうよということで、これはどちらかというと、区民の方に言うというよりも、建てる事業者、建てる方に、ちょっと留意してほしいという話なので、

その次に、2ページに行きますと手続があって、これは手続上、変えられるものではないと私は理解しています。だから、市民用にわかりやすく説明する

のもあるのですけれども、その審議等々という話も含めて、この2ページのところは今変わってしまっているのですけれども、「助言」というのが出てきていますけれども、それはこのフレームを変えてしまうのは、ちょっとどうかだと僕は思っています。

ただ、実際にどういうことがやられているかということを経験者の皆さんに理解いただくと、物が出てきます。で、委員会でもみます。

問題がある場合には、審議ということで、横の矢印で「意見」ということで対応させるように、事業者の「対応見込み」まで行くわけですね。これはきつい意見なのです。直さなければだめだよ、色を変えなさいという意見です。

戻ってきて「報告」というのがあって、うまくいっていると、それでオーケーになりますし、「答申」ということであると、もうちょっとここまでやりなさいというのがあるのですけれども。

「助言」というのは、ルールは守っている、色彩の基準も守っているし、やっていることはやってあるのだけれども、例えば私は植物の専門なのですが、もう少しこういうことを考えてほしい、もしできればやってくださいねという助言なのです。だから、重要度でいけば非常に手続上は低いのですが、この「助言」なのです。だからこそ、ここでひとり立ちしてしまうと、非常に大きく見えてしまうので、少しここは、もし区民の皆さんに説明するのだったら、丁寧に説明をしないと非常に難しいことになってしまいますね。

私は、この大規模建築物のリーフレットを区民向けにすることをやるよりは、次に控えているというか、この公共施設、同じこの資料で14番という続きがあるのではないですか。こちらのほうが、多分区民の方々には重要なものになってくるような気がします。

こちらは、先ほど会長がおっしゃったように、今できるリーフレットを、事業者の方、設計者の方に渡して、こういうことがありますよね、こういうところを注意してくださいねというものであって、興味ある区民の方にはお渡しするかもしれませんが、何かそこら辺で、事業者の方にお渡しするものと、区民の方にお渡しするものをちゃんと分けておかないと、表現が非常にあやふやになって、結局どっちつかずになってしまう感じがするので、それは今回どちらにするのかというのを、少し皆さんにもご議論いただいて、やっていただければなと思っています。

ただ、今までこのように、協議をしてどう変わったか、あるいは助言をしたときに応えてくれた、くれないことも多いのですよ、応えてくれたものを拾ってあるというのが非常に重要で、これを引き続き蓄積していくことが、最終的には、今度は区民の皆さんに、こういうふうにやってきました、こういう成果が上がっていますという、ちょっと別な種類の報告書になるかもしれないのですけれども、そういう見せ方はできるかなとは思っております。

会長

ありがとうございました。

中身はどうですか。さっき委員から細かいところは省いてとおっしゃいましたが、この際ですから少し細かいところを。

委員

細かい点、中身は、まずタグなのですけれども、タグはこの位置ではなくて、この上のほうでは建物の概要とかを述べて、下半分がある種の協議の記録みたいなことにしたほうがいいと思うので、「建物の配置」とか、この辺のタグはもしかしたら下のほうにもあってもいいかなと思いました。

一番上にある四角でついているタイトルと、このタグとの関係がわかりにくくて。むしろ事前協議でどこの部分が問題になったかという、意見、問題点、協議の対象になったかということであると、必ずしもここでなくてもいいかなみたいな。そのことが1点。ただ、それはやってみないとわからない話であります。

あとは、本当に細かい点で申しわけないですけれども、一応これは周辺環境に配慮するというのが基本なので、ぜひ図面には周辺も入れてほしいと思います。建物の図面、しかもものすごく簡略化されている図面なのですけれども、簡略化し過ぎで、逆にちょっとわからないのと、周辺が全く白紙、善福寺川とかは書いてありますが、これはちょっとまずいのではないかと思いますので、周辺に緑があるとか、家がどんなふうにならんでいるかぐらいはわかるような。実際にそういう図面で協議をしているので、ちょっとこれだと、その趣旨から外れるのかなとか、そういうことを思いました。

あとは、これは聞きたいのですけれども、「残存保存」という言い方は、造園とかそういう分野ではあるのですかね。言葉としてあまり都市計画では「残存」という言い方はしないような気がするのですが。

副会長

「保存し」でいいです。

委員

その言葉を。それを言い出すと、多分いろいろありそうですが、もう一回ちょっと精査していただくということかなと。

会長 ありがとうございます。コメントはコメントとして、ちょっと事務局の方で、記録して、お答えをいただくようにして。質問のところはどうですか。「残存保存」というのは。

副会長 「残存保存」というのは、移植ではないということですよ。「存置保存」とか言いますけれどもね。難しいですよ。「保存する」で大丈夫です。

会長 これは1回目のリーフレットだから、ここで使った言葉は、多分しばらくずっと使うことになるので。

管理課長 事業者さんの考え方のところから持ってきているので、そのまま載せている形になっているのですが、もし不適切であれば修正をしていきたいとは思いません。

会長 どうでしょうか。では、それは、文言は少し精査いただくということでしょうか。何かランドスケープでどういうふうに言いますか。

副会長 いや、「残存保存」とはあまり言いませんね。「存置保存」。存在の「存」に「置いて保存する」というのはありますけれども、これは確かに事業者さんの言葉を引いていますけれども、このパンフレットは杉並区の責任のもとなので、変えたほうがいいと思います。

管理課長 わかりました。

会長 ほかに、内容の細かいところは、
委員。

委員 私の先ほどの市民の視線云々といったところと、中身とのつながりというのは当然あるわけなのですが、この内容をぱっと見たときに、一般市民として、これを見て、どう思うかな、どう感じるかなというところで「あ、そう」で終わってしまうと思うんですよ。それ以上のものを。「だから、何なの？」で終わってしまうのではないかと思う内容なのですね。

 市民の視点云々と言ったのは、この資料自体を誰に何のために出すのかというところ、そういう意味合いでは、ここに書いてあるとおり、事業者及び設計者向けの内容でしかない、そういう内容なのですよ。

 それをどうやって、誰が見るように、発行するのかというところにつながるわけですが、区のほうで発行されるのですから、一般市民というのは無視をされないと思うので、そういう意味合いで、市民の目線がもっとないと、一般市民の方はこれを見たって「ああ、そうなの。だから何なのよ」で終わってしまうと思うのです。と、いったところまで踏み込まないと、これは市民の

視線云々というところで、十分に今の文言で対応しようと思うと、大変なことになるのではないかなという気はするのですけれどもね。

でも、今からどこまで直せるかというところを含めて、これが別冊になっても構わないと思うのですよ。ぜひ、いわゆる直接取り扱う事業者及び大規模建築物を取り扱う事業者及び設計者にとどまらない情報として出すというのは、非常に有効なものだと私も思いますので、そういう視点のものもつくるまで踏み込んでいいのではないかなという意味合いも含めて、先ほど市民の視線ということは申し上げたのですけれども、その辺をもうちょっと盛り込んでほしいということですよ。

以上です。

会長

ありがとうございます。大規模建築のこの景観形成の内容から、例えば個人の方の家とかお店とかを建てかえたりされるときに、学べることとか、ヒントになるようなことは、色は別冊の扱いになっていますが、色のことも含めて、いろいろなヒントや、景観形成していく上で考えたほうがいいのかということ、これは今委員がおっしゃるように、いろいろあると思うのですよね。

だから、規模によらず個人の家やお店にも役立つ内容かどうかという目で見るときに、役立つ内容も盛り込まれているというのは、多分、そこをどういうふうにわかりやすくうまく表現するかという工夫は、ちょっとできるかもしれないのですが。

ただ、他方、逆に個人の方や住宅やお店の規模と決定的に違うのは、かなり大規模な建築物で、街路に面する景観の影響度も非常に大きくて、あるいは土地利用そのものが非常に影響を与えるようなものについては、この協議の仕組みで、ちゃんとよりよいものに専門家と一緒に事業者、設計者は協議しましょうよという仕組みは、杉並区では運用されているので、これに対応する内容というのも当然出てくるのだと思うのですよね。大規模建築ならでは、この協議の中でやるのは。だから、そこもきちんと表現しなければいけないという両面性を持っているのだと思うのですが、さっきもちょっと議論しましたが、恐らく冊子の位置づけそのものをもうちょっとはつきりさせていくということと連動するので、少しそこは全体の編集の中でもう一回考えていただくということは必要なかもしれないですが、私個人としては、やはり当然、一般の区民の方々に役に立つ情報が入っているべきだと思いますが、やはり役割としては大規模建築の協議にうまく応答するような形というのも大事なことで、そこも

ぜひ検討をしていただきたいと思います。

それで、私も細かいこと、今日の資料を拝見して改めて気がついたところというのを申し上げます。

例えば、緑は難しいですね。P 6、P 7とたまたま共同住宅が2つ今回あるので、外構の植栽のところが、どうしても助言の中身にも入っているし、それから写真にも大きく出てくるのですが、これは、例えばP 6のさっきの話だけれども、もともとあったケヤキ並木を存置保存するということはいいと思うのだけれども、緑はかなり将来育っていく。枝ぶりとか、樹形とか、あるいは葉ぶりも育っていくことを想定して専門部会は多分助言されているので、これは非常に悩ましいのですが、この写真は竣工後何年目ですとかという情報をちょっと入れてあげないと、この写真のとおりでいいのかと言われると、例えば、本来、中木で、緑の緑量をふやしましょうねというのは、それは育ってくれば中木になるけれども、写真上は、まだ低木というときもありますね。だから、写真に、竣工してからこれは何年目ですぞという情報を追加しておいたほうが、より助言の内容には沿う形なのかなと思います。

そのことが、P 7の写真の下のほうだと、これは先ほど、たしかご担当者のほうから、ちょっと聞き間違いだったかもしれないですが、中木とか高木とかという言葉の中でご説明があったのかな。これは明らかに、今、写真上は低木でしかないので、そうすると、これは当然緑は育ちますから中木、高木になるのだけれども、聞いていて、そんなことを思ったので、そこは少しコメントを補足してあげればいかなと思いますね。これは写真のコメントの赤字にも入ってしまっているのだね。「低木だけではなく高木も差し込むことで、長大な印象を軽減」という、これはまだ育っていない状態だから。そういうことですよね。

だから、その辺は、細かいことで大変恐縮ですが、実際、編集されたりするときに、やはりどの時点の写真を使うか、これはもうしょうがないですよね。竣工何年目でしかないのだから、その時点なので。ちょっとその辺は配慮してあげたほうがいいと。

それから、これも細かくて恐縮なのだけれども、さっき委員から図面の話が出ましたが、例えばP 8は、事前説明のときにおいでいただいて、どこから写真を撮っているかわかりやすくしてくださいとか、オープンスペースをちょっと補足的に追記してくださいとお願いをして、そういうふうになっているので

すが、この図面は上下逆さまのほうがいいですよ。つまり、方位がもし北なのであれば、北側でしようがないなと思ったのですが、方位は、これは右が北ですよ。写真の位置が、環七側から俯瞰的に撮っている写真ですよ。とすると、写真上は左側が事務所で、右側が倉庫ですよ。多分図面と真逆になっているので、ひっくり返したほうが優しいのではないかなという感じはいたしますよね。これは、方位が北側方位で、そろっていれば、逆にそこは無理を言わないのですが、どうもそうでもなさそうなので。

ちょっと順不同で大変恐縮ですが、委員がさっきおっしゃったようなことも含めてですが。それから、委員もおっしゃったタグの話は、もし仮にこのA4、1枚で1事例というこのレイアウトは守りましょうとあって、上半分、下半分をどう使うかという話なのですが、恐らくこの助言を受けて、どう工夫したかというところが、今は「助言」と「助言に対する対応」という、これは手続上の小見出しになっているのですけれども、この小見出しを入れるのだったら、後ろに、タグで何を工夫したかというのを、この上に6つの例の大規模建築の協議の方針があるので、この中に、例えばP6であれば緑化ですよ。緑化をどう対応したのかという、ここに多分タグをつけてあげて、例えばこれは縦に並べるのもいいかもしれないし、配置とか緑化とか。そこで、緑化ではこういう工夫がなされましたという写真とか図面とセットにタグをうまく使ってあげたほうが、わかりやすいかもしれないですね。

多分別途インデックスという意味であれば、また別に工夫したほうがいいのかもわからないけれども、4つぐらいの事例であれば、そんなに迷うこともないでしょうから、これはインデックスで使ってしまふよりは、むしろ工夫の小見出しとして使ってあげたほうが、より効果的かもしれないですね。こっちのほうに置いてあげたほうが。

というのが、エスキースになってしまいましたが、皆様のご意見を少しずつまとめながら、そんなことを思いましたので、発言させていただきました。

ほか、よろしいですか。

どうぞ、委員。

委員

今のを聞いていて、細かいことをこの場で申し上げると、6ページの「既存樹木の活用」ですけれども、これを見ると、右上の写真と、左下の写真というのは、ほぼ同じことを示しているように見えて、もったいないなと思います。要は、示していることは同じ写真ですよ。例えばこういうのを市民の方にわ

かりやすく言うのであったら、例えば従前の写真とか、むしろ、そのもともと保存樹木だと言っているのだから、従前はどういう町並みであったのか、それがこんなふうに残っていますよみたいなことだと、単純に1点のこの質を問われてもなかなか市民の方はわからないと思うのですが「なるほど、こういうふうに残したんだ」みたいなことがわかれば、例えばこの意義が伝わるとか。そういう工夫があってもいいかなと。

だから、この右上の写真はあれで、この中には協議の前後という、何かその型がはまりすぎていて、もうちょっと伝えたいことに合わせて柔軟的でもいいのかなとか。

あと、全く違う視点ですけれども、7ページのこの事例は、実は、緑もいいのですが、ものすごく大事なものは、これは配置計画の変更というのは、普通ではあり得ないのですが、ここではどうも、あまり覚えていないのですけれども、建物配置の変更があったということが書いてあるのであれば、そういうところを強調してほしいとか。その辺はポイント、ポイントをもう少し、それは多分どちらかという事業者さんに対するメッセージなのですけれども、ちゃんと配置まで変えた人がいるのだということなのですけれども、多分ちょっと下がったりかしたとか、そういうことかもしれませんが、もうちょっとわかりやすく示してほしいとか。ポイントは何なのかということですが。

ただ、思うのですけれども、先ほどもずっとこの根本的な議論で、これがよい大規模建築物というか、よい建物というのはどういうものかというのを示しているのか、それとも事前協議がどういう効果があるのかということを示しているのかで、両方を目指しているのだと思うのですけれども、示し方がちょっと違ってくるところがあるので、そこが前半が、どちらかという、よい建物というのはこんなので、下のほうで事前協議の効果がこんなというふうに、そんなふうに分ければ、もしかしたら両立するのかなとも思いました。

なかなか難しいと思います。ちょっと言い出すと切りがなさそうなのですが、ただ、まさにこういうのが協議なのですけれども、こういういろいろな意見をいただいて、よりよいものに仕上げていけばいいのかなとも思いました。

会長

ありがとうございました。

それでは、これは今後のこのリーフレットのスケジュールも先ほどちょっとご説明をいただきましたけれども、この1枚もののほうで、このリーフレットの発行まで、どんな進め方をするかというので、今日意見をいただいて、今月

末ぐらい、下旬をめどに作成を、これは多分事例集の版下ということですね、作成をされて、12月ぐらいに調整、印刷ということなので、慌ただしいかと思いますが、今月の下旬を目指して、もう少し手を入れていただくと、よりよいものになるかなと思いますので、ぜひもう一頑張り事務局にはしていただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

本件は、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、1つ目のこの報告事項については、以上とさせていただきます、またお気づきのところがありましたら、個別に事務局に少しお伝えいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、次の報告事項についての議題をお願ひいたします。事務局、説明をお願ひします。

管理課長

それでは、2点目の「まちのにぎわい創出事業と景観施策の基本的な考え方について」説明をさせていただきます。

こちらは、杉並区は景観行政団体として、これまで条例・計画に基づき、いろいろ取り組んできているわけですが、最近、オリンピックの開催もそうなのですが、観光まちづくりとか、いろいろな新しい施策の展開も出てきております。

そうした中で、杉並区内で最近出てきた事例として、にぎわい創出の事例ということで書いてございますけれども、別紙のとおり、「すぎなみ戦略的アートプロジェクト」という、こちらは高円寺で実際に見られる例でございます。こういった事例ですとか、今年、杉並区が初めて区立施設のネーミングライツの募集をして、これはアニメミュージアムですけれども、こういった表示が出てきているということです。

それから、トランスボックスラッピング事業というのも最近出てきた、景観の中にあられてきている事象で、今現在、高円寺の駅前に、平成27年7月にモデル実施として3基が設置をされて、28年3月には、32基、計35基になっています。今後も、こういったいろいろな展開が認められるだろうということで予測しております。

最後の④のところは「桃園川緑道アート」ということで、こちらは30年3月に施工して、作業の完了は4月ということです。具体的には、地域の落書きの防止ということで、地元の方と、事業者といますか、アーティストの方が

相談をして、こういった形になっているということでございます。

こういった中で、将来にわたって杉並区の景観をどういうふうに継承していったらいいのかということで、従来からある落ち着いた住宅都市杉並の景観の保全と、新しく出てくるこういった景観の調和とといいますか、それをどのように図っていけばいいのかというところで、今回は、忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。

区といたしましては、当然、区としての計画等もありますので、こういった景観まちづくりの取組を初めとしまして、事業者さんと景観制度の説明とか、事前の相談についてとか、そういったことをお伝えしながらやりとりしていくということはもちろん重要だと思っております。

それから、また、まちづくりの基本方針の地域別の特性ですとか、景観の特性についても、事業者の方、区民の方にも、もっとPRをしていきたい。先ほどの大規模建築の事例集もそうなのですけれども、もう少し何かPRができないかということも考えているところでございます。

今日は、こうした動きにつきまして、皆様のご意見を頂戴できればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

会長

ありがとうございました。このお手元の別紙のほうに入っている①から④というのが今のご説明にあつたにぎわい創出事例の具体例だそうです。

それで、先ほどのご説明で、まず、みどりの住宅都市としての良好な景観のこれから先の保全、それから、それとの調和を前提としたときに、今ご説明があつたような①から④のような、にぎわい創出というものの取組も一方であるので、まずは喫緊の課題整理、考え方整理をしたいというのがもくろみだそうです。

従いまして、ここからは自由にご発言いただけますが、課題は何なのだろうというところをご発言いただいても結構ですし、それを踏まえて、考え方はこういうふうにした方がいいのではないかというご発言をいただいてもいいのですが、まずは順番を整理してからいきたいので、課題だなというところ、お気づきのところから、少しご意見をいただいてまいろうかと思います。

なお、ちょっと前提で補足の説明を最初にしておいていただきたいのですが、これら①から④は、その経緯みたいなものも含めて、ごくごく簡単でいいのですが、事前説明のときに伺ったかもしれないのですが、例えば①とか、③のこのトランスボックスも含めて、④はご説明がありましたが、町内会とか、自治

会とか、周辺の地元の地域の方々からのご発意というか、ご要望もあって、協議をしてできた事例ということでよろしいですか。②だけは違うのだと思います。これは区立の施設のネーミングライツなので、これはむしろ公募でということだと思っておりますが、①、③、④というのは、地元の周辺の方々のご要望も踏まえてこうなったという理解でよろしいかというのが1点確認。それについては杉並区の景観上配慮しなければいけない色の問題とか、そういう一般のルールには一応合っているという何らかの協議を踏まえて、これが出てきたということも含めてなのですが、この2点をちょっと最初に確認させていただいてよろしいですか。

管理課長

まず、事例の①になりますけれども、こちらは民間の方からの発意ということで、区の部門としましては、産業振興部門のほうにご相談をいただきまして、始めるに当たって、地元の方も含めて区とも協議をした上での結果ということでございます。

2点目のネーミングライツにつきましては、今回、区で初めての事業ということでしたので、事前に景観のルールにつきまして、どういうふうに伝えていくかというのは、選定の要綱の中で記載をして、また、専門部会の先生方にもご相談しながら進めた形でございます。

それから、3番目、4番目のトランスボックスと桃園川緑道の壁面のアートですけれども、こちらも市街整備、まちづくりの部門のほうで、地元とのやりとりをして、その景観も含めて協議をしながら進めた結果で出てきているというものでございます。

会長

どうもありがとうございました。というご説明ですので、それを少し踏まえて、課題だと思われるところあたりから、少しご意見をいただければと思います。よろしくお願ひします。どなたからでも結構です。ご発言いただければと思います。

委員

これは一般的にどの程度のニーズというのがあるのですかね。これをやってみたい、やりたいというか、その辺がいまひとつ私は個人的には見え切れないというところがあるのですけれども。

会長

今のお話は、4つ全体に対して。

委員

そうです。それぞれに。もちろん当然強弱はあると思いますけれども。

会長

これは、それぞれご担当課は、今日は来ていらっしやらないですよ。だから、分かる範囲でしか多分お答えいただけないと思うのですが。

管理課長 1点は、高円寺の地域では、落書き等があったときに何とかしたいというのがあって、地元で活動しているアーティストの方たちがいらっしゃるということで、町会、自治会の皆様が、そういった方たちと協力して、まちを盛り上げていきたいということもあり、こういった形で成果物として出てきているという経緯は聞いております。

委員 そもそも落書き対策がスタートだったということですか。そうすると①番も④番も落書きということですよ。それだけではないと思いますけれども。

会長 恐らく落書きへの対応ということと、それから、その機会を使いながら、少し、先ほどご説明あったように、にぎわい——にぎわいが何かは、これまた難しいですが、地域の方の思いとして、にぎわいを少しつくり出していきたいということの経緯があったかと想像いたします。

委員 例えば、このアートプロジェクトでも、この絵を書いた、とりあえず壁面と言っておきますが、それぞれ全然違いますよね。一番上がシャッターで、2番目は、これは仮設の一時的な、永久なものではないのかな、いずれにしてもフェンスでしょう。一番下が建物の外壁ですよ。

それぞれそれをやろうと思った方の思いもかなり違うのだろうし、なかなかそれぞれの課題というのを出すというのも。落書き防止が目的であればといったようなのは理解はできますけれども、いまひとつ積極的に、だからこれはやったらいいのではないかとということまで、私は個人的には思い至らないというのが本音のところですね。ちらっと見るには、ああ、なるほどな、おもしろいのではないかと一瞬は思うと思うのですけれどもね。

会長 ありがとうございます。

委員。

委員 委員長と違う話になってしまうのですけれども、背景のところ、景観というのはかなり熟成度の高い計画をずっとやっていて、それにパラレルのところ、これを置いているように説明されているのだけれども、見栄えの課題というのは確かにこれからいろいろあると思うのですが、それを今の現状のアウトプットとしてこういう例がありますよという説明だと思うのですけれども、その熟成度が景観と比べると誤解を招きかねない結果になってしまっているかなというのが正直なところです。ちょっと言い方はあれなのですけれども。

例えば別紙の高円寺の一例がありますけれども、例えば浅草のように商店街全体が、江戸の風景を出して、商店街でやっていますというような事例を示せ

れば一番わかりやすいのですけれども、スポットでこれをやると、言葉は悪いのですが、落書きとどう違うのかという話になっていってしまうと思うのですね。特に2番は、誰のコントロールの中に、こういう絵が存在しているのかちょっとわからないし、3番は、恐らくこの建築オーナーさんが許可してやっているけれども、では、まち並みに対してどうなのか。にぎわいというものに対してどう貢献しているのかというのが、やっぱりちょっと無理があるような気がするのです。

なので、ちょっとこの説明そもそもから、景観の話と対峙して、にぎわいが必要だから、こういう活動がありますよということだと思ってしまうのですけれども、ちょっとそのビジュアル的には厳しい感じはしています。落書きとどういうふうに違うかと言われてしまうと、芸術性が高いとかそういう話になっていってしまうだけかなと思うのです。そういうことで、どういう課題がありますかというところをもうちょっと念入りにやった上で、実際に事例を正攻法で結びつけていかないと、何かちょっと今は結びついていないというのが正直な感想です。

会長

ありがとうございました。

委員。

委員

私も初めてなもので分かりかねているのかもしれないですけども、これは、杉並区としてはどういうふうに、どう対処された事例なのかというのをちょっとお伺いしたいのです。

例えば民間の堀に、その持ち主が自分で好きな絵を描くことは、多分規制はないですね。例えば、この高円寺は、今、委員がおっしゃられたように、何かテーマ性を持ってやろうとしていることに対しては、区としてはそれはいい企画だから賛同したのか、ただ、こういう落書き防止のために絵を描くぞということに賛同されたのか、あるいは区としてはただ話を聞いただけなのか。これは許可が必要な内容でもないように思うのですね。ちょっとその辺を教えてください。

委員

補助みたいなのが入っているかどうかというのを、私も聞きたいところです。事業と言っているのです、区の事業なのかどうかというのがよくわからなかったです。

会長

事務局のほう、よろしいですか。

では、部長、お願いします。

都市整備部長

これは、私どもとしても悩んでいる事例です。

というのは、②から③、④は、私ども都市整備部でも関与しまして、②は全庁的に今後の歳入確保を増やしていこうということでネーミングライツを導入して、今回、この杉並会館と、あと公衆便所、自転車駐車場で導入したのですが、ネーミングライツは基本的には企業の宣伝なので、どうしても企業的にはわかりやすい、こういった表示をつけたいとなります。ただ、それはある程度私どもとしても事前に協議もできますので、この杉並会館は見てのとおり、比較的地味なものとなっています。

③、これは地元発意のもとに高円寺という町の、にぎわいを広めていこうということで、そういった明確なコンセプトのもとに、区の費用負担でやっているというものでございます。

④、これも先ほどお話しされましたとおり、落書きがひどくて、桃園川は区が管理しておりますので、落書きを放置するというのはやはり極めて問題ですが、直しても何回も描かれてしまって。そこで、天沼陸橋もそういう事例があったのですが、一応落書きする人も落書きはアートだと思っているという話もあって、そういった事例を聞かれた地元の方の発意のもとに区へお話をいただき、私どもも関与をしているところです。

①は、私が見て、落書きとどこが違うかというのは悩ましいところなのですが、これはどちらかというと、景観という面での事前の調整や相談というのは、あまりできなかったという事例かと思います。こういったものを今後、景観行政を扱わせていただいている私どもとして、どう対応していくべきか、何かしなければいけないと思っております、そういった問題意識でご相談をさせていただいたところでございます。

副会長

もう1つだけ質問なのですが、きょうの資料のここにある「まちのにぎわい創出事業」というのは、どこか所管の部署があって、杉並区としてやられているものなのか、一般的なことか何か、いかがでしょうか。

管理課長

「まちのにぎわい創出事業」というのは、区のほうでも計画として位置づけているものがありまして、所管がでございます。

総合計画実行計画の中で、そういった関連するところをまとめて、まちづくりなり、にぎわいを創出ということで取り組んでいくということで、区民生活部のほうで、組織がでございます。

副会長

なるほど。

- 会長 いかがですか。
- 委員 課題と言うほどではないですか。②に関しては公共施設で、実際に専門部会でも、今回は特例として出てきましたが、基本的には公共施設のデザインの景観協議のほうで拾えるかなと思うのと、③も、これは誰の所有物なのか、このトランスボックスは都ですか。
- 副会長 東電。TEPCO。
- 委員 これはもう民間所有物なのですね。④番は、これは区のお金でやったという、この壁、壁面は、どなたの持ち物ですか。
- 土木管理課長 公園施設です。
- 委員 でも、これは公共施設のほうには出てこなかったのかというのは、ちょっと不思議なのですが。これは単純にミスではないかと思うのですが、こういうことをやる時には、必ず事前協議だと思うのですけれども、ちょっとそのあたりの事情を。
- 会長 どなたか、おわかりになる方から、ご回答いただけますでしょうか。
- 土木管理課長 桃園川の壁画につきましては、発意としては、落書き対策ですね。塗りかえてもまた同じような落書きがされるということがあって、それならば、アートで、壁画を描いてもらって対策をしようということで、地元からの依頼を受けまして、まちづくりの予算を投入して、高円寺で活動しているアート作家に地元の要望を伝えて、内容を協議させていただいております。
- この作品の性格上なかなか区のほうで絵柄等の制限をするのが難しいということと、地元と直接、具体的に、こういうイメージというのを出しているのですけれども、アート作家のほうからは、ある程度大まかなストーリー、高円寺のイメージといいますか、地元から意見をいただいたのを受けて、詳細についてはお任せいただきたいということで、作家のほうで責任を持って描くと。最終的には、地元のほうで確認しておりますけれども、なかなか、詳細を区のほうでコントロールするのが難しいというか、逆にしないほうがいだろうという判断もあって、こういうような経緯で作業を進めさせていただいたということでございます。
- 委員 区のほうでコントロールが難しいというところが、ちょっとよくわからないところがある。制度としては、この景観の制度に乗ってくるものだから。
- アートの作家はアートとしてこれをつくりますが、これは緑道の景観として見たときにどうであろうかという意見は、それはそれでちゃんとアーティスト

のほうも踏まえるし、まちとしても踏まえなければいけないと思うので、できればこれは丁寧に、単純に手続がちゃんとあるので、それに乗れば、こういうものもいいのかなど。結果としては、こういうのが嫌だどうだということではなくて、ちゃんと協議をすればいいだけの話なので。

難しいのは、①とか③とかの民地の民間施設のこういうものは確かに制度に乗ってこないで、区のお金を出す補助事業に関して、まちの景観と関係してくるものに関しては、ちょっと特例的にでも、協議をするというようなこと、課題というよりまた仕組みの話になってしまいますけれども、そういう取り決めを決めておけばいいのかなど。別にもちろんこういうのはすごくいいと思うのです。民間の発意で、しかも杉並区の、若干落ち着いているけれども、つまらないと言うとあれですけども、それに対して刺激を与えるものというものはあり得るのですが、それでもやっぱり景観的な視点からの調整は絶対に必要だと思うので。

どういう事業に対してだったら、かけるのかとかいうか、その辺、毎回の判断ではなくて、何か決められるといいのかなと思いました。特に補助事業であれば、かけるのかなということかなど。勝手にゲリラ的にやっていることに対しては、なかなか難しいと思いますが。

会長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。委員。

委員

ここで課題ということで出てきた内容と、この事例とが、私は最初どう関係して課題になってきているのかなという思いが大変強かったのですが、部長が実は悩んでいるというお話だったので、悩んでいることが課題だなというところがよくわかったのです。

この課題は何に対してかということ、ここに書いてある杉並の景観だとか、まちのにぎわいとか、観光まちづくりとか、緑の良好な景観保全、こういったものを保っていくとか、つくり上げていくということについて。今のところ、こんな①から④というのも事例として多少助成しながらやっているのだけれども、いかがなものかなど、こういうようなことだろうと私は受けとめたのですが、全くそのとおりだと思うのですね。

このペインティングというのは、これは根本的なところで、それぞれの課題と書き上げているところに合致しているかということ、どうも私は個人的には十二分には合致していないと。ときには、まあ、やってみるか程度のものでしか

ないなということだと思っておりますよ。

そういう意味合いで、それぞれのところのテーマをどうやったら改善していけるかなというレベルでやっていかないと、これは例えば、にぎわいの創出にしても、必ずしも①番から④番がそれぞれ合致しているとは言い切れないし。というような視点で捉えて検討しないと、前に進めないテーマだと思っておりますよ。それぞれに、共通の課題というか、改善策というか、問題点と改善策というのはあり得ますけれども、それよりも、それぞれがかなり異なった問題点と解決策というのがあるテーマですから、これは一まとめにして、さあ、何かないかねというテーマとは違うと私は思いますね。もっと分けてそれぞれを検討しないと、改善につながっていかない、課題解決にはならないと思いますね。

会長

ありがとうございます。

委員。

委員

まず、④番の桃園川の緑道アートにつきましては、作家さんにお任せでというようなお話が先ほどあったと思うのですが、やはり緑道ということで、委員からもお話があったと思うのですが、緑道で建物を考えるときは、緑との一体感を考えるために明るさを抑えて少し調和したものにするというようなことは考えられると思うのですが、落書きという視点では、やはりこの美しく細かく描かれたこのアートについて上から落書きしようということにはならないと思うのですが、芸術性と、それから景観形成と両方がかなった作品というのが多分実現すると思うので、そこは手続の部分でカバーして、景観にとっても、芸術にとっても、いいものにできるようなことになるといいと思います。

それから、①番の落書きとの違いということでご意見が出ているかと思うのですが、これは時限的なもので、今後の管理をどうされるかということが、最初に決められているかということが、1つ課題であると思います。どうしてもだんだん汚くなっていったり、上から落書きされていくということもあるので、美観をうまく保っていったり、時限的に動かしていくということを事前に決めて運用していけるかということが、1つ課題かなと考えました。

会長

委員。

委員

私のほうから、1点発言させていただきます。比較的、今回のこのプロジェクトに関しては、否定的な、あるいはネガティブな意見が目立ったかと思うのですが、私としては肯定的に捉えていきたいと思っております。

私個人の経験で申し訳ございませんが、私自身は、アーツ・アンド・ローという現代アートを支援する団体にも所属しておりますし、その関係で、松戸市という、比較的近隣の都市でございますが、アーティスト・イン・レジデンスという形で海外からアーティストを招聘して、そのまちの中にアート作品を残していくという取組をして、実際の実績を上げているケースもあると私は理解しております。

まちにとって何が大切なのかという、私は多様性だと思っています。景観という、やはりそのシークエンスをそろえたり、その調子をそろえたりと、統一感があることこそが景観なのだという考え方にとらわれがちではございますが、私の理解ではそれだけが景観ではございません。もちろん、そういったものが全部そろっている場所をつくるということも、また1つ重要なことではございますが、場所によっては、そうではない。

実際に、杉並区の景観計画の中の9ページでは「生活的要素」②に「にぎわいの文化」というものが位置づけられ、そして「個性的な商店街」と書いておりますけれども、その多様性、あるいはその個性と表現されるかもしれませんが、そういったものも景観要素として、計画の中でも位置づけている、そういったものを大切するのは重要でございますし、やはり個別にその事例ごとに判断するのか、それともある程度その計画なりそういったもので事前にある程度統制するのか、これは難しい課題ではあるのですが、私個人の意見としましては個別に判断すべきであろうと。そういった多様性というものを事前にいろいろ想定して、コントロールし切るとするのは恐らく難しい話ではございますし、先ほど委員がおっしゃっていたとおり、手続的な適正さを確保する、これは恐らく委員もそういった趣旨でご発言されているかと思うのですけれども、対象になるなら、ちゃんと手続に乗せてくださいと、そういう手続的な適正を確保するというのは極めて重要な視点なのですが、何か事前に統制していくというのは、多様な景観形成を図る上では、ちょっと危険な考え方と私としては思っています。

会長

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

委員。

委員

今の意見には全く同感なので、その点ではないのですけれども、考えるときに、東電のトランスボックスも、一応路上占有物というか区道の上にあるもの

ということで、個別には確かにボックスなのだけれども、これは一体どういうものなのかというのを少し考えてみてほしいと思います。もちろん景観のコントロールの範囲を広げるということだけでもないのですが、ただ、どういうところまでだったら区が責任を持ってやらないといけないのかというときに、例えば区の施設上にある占有物、どこかの占有物については、やっぱりある程度ちゃんと景観協議にかけるとか。先ほどの区の補助事業、お金が入っているものに関しては、何か少なくとも報告を受けるとか、関連を持つとか、何かその辺のルールというか、方針を決めておいたほうが。あとは個別の中で、多分そのルールとは全く違う想定外のものが出てくるような気もしますが、その多様性という話と、一方で、持続的な景観形成みたいな話が両立できるかなと思います。ただ、その辺の整理を1回、今は個別の事業で書いてあるのですが、もうちょっと、それぞれのものの性質を少し整理してみて、こういうものだったらこういうふうにと考えるとかというのが、もうちょっとできるのかなと思いました。

会長 ありがとうございます。

部長。

まちづくり担当部長 トランスボックスクラッピングについて、1点だけちょっと補足させていただけますが、トランスボックス自体は東電の所有物でございますが、デザインを広告として区がお願いしているということで、デザインは区がつくったものということで、一応コントロールは、当方のほうで公募なりをして決めたということでございます。1点、もし誤解されているといけないので、補足させていただきます。

委員 そういう意味で、トランスボックスについては、全国各地でいろいろな事例を調べられていると思いますが、当初住民参加でかなり、小学生が絵を描くとか、結構そういうのが多かったのですが、やっぱりまちの道の景観なので、もちろん小学生が描くのはそれはそれで1つ意味があるのですが、もう少し整えていこうみたいなことで、大体のところでは、多分景観協議の対象として、こういうところで議論されている例が多いような気がしますので、それも参考にしながら質を高めていくというのは大事かなと思います。

会長 ありがとうございました。

複眼的なコメントが少し出ているかと思います。多分、記録されているので、後で読み返していただくと、新しい仕組み、制度をつくったほうがむしろ手続

的には透明性が上がるのではないかというご指摘が複数の方から出ていますし、中身についても、この景観審議会や区が直接細かいデザインのところまで介入をするのはいかがかとは思いますが、むしろ逆に提案者側の自主ルールの仕組みをつくってみるとか、自主的デザインレビューの仕組みをつくっていただくように仕向けていくということなんかも、その仕組みづくりの中には入るのだと思います。

「2020」というお題目がつくと、大体、観光まちづくりとか、にぎわいまちづくりとかということが、もう今は免罪符のようになってくるのですが、そういう意味では、時期をうまく生かすというのも、まちづくりの中では大事な考え方ですから、試行としていろいろ得られる、あるいは補助を入れられるのはいいと思います。だから、ある意味では、社会実験的に試行しながら進めていくというのはいいと思うのですが、やはり、例えば具体的に申し上げますと、これはたまたま4つの事例が別々のエリアですからいいようなものの、これが、緑道の壁面があるすぐ隣で、それぞれのTEPCOのボックスが出てきて、それから何か地域の方の発意による壁面アートが出てくるなんていうことになると、全体の総量としては、とんでもないことになってくる。

何を言いたいかというと、大事なのは地域のマネジメントというか、タウンマネジメントの発想に近いのですが、地域がどういう将来像を目指すかという中で、本来、自主デザイン審査ができるといいなと思うのですが、それを区が支援するという仕方がいいかもしれない。だから、アドバイザーを派遣するのもいいかもしれないし、それを支援する予算を確保するのもいいかもしれないのだけれども、そういう地区の指定の仕組みなり、地域の指定の仕組みなり、その支援の仕組みというのをお考えになったらいいかなと。

実際どことは申し上げませんが、他区で、もっともっと開発プレッシャーの大きいところでは、いろいろなアイデアが出てきて、大規模な壁面が出てきて、大規模なこういう創作活動が出てきて、あるいはプロジェクションマッピングが出てきたり、結局、総量ボリュームとしては、おもちゃ箱をひっくり返したみたいになってしまうのですが、そこで唯一コントロールがきくのは、地域全体でどうかという、そこなのですね。いや、これはちょっとトゥー・マッチだなとかいう話が絶対に出てくるので。そこで、やはり地区マネジメントなり、まちづくり協議会なりというのが、うまく自主審査できるような仕組みに将来向けていくのだけれども、今は短期的には試行段階なので、若干その役割を区

が担わなければいけない。あるいは、区から諮問を受けて、この審議会なり専門部会が担うということは、それはあってしかるべきだと思うのですが、そういう方向性を少し目指されたほうがいいかもしれないですね。というぐらいにしておきましょうか、今日は。まだ2つぐらい残っていますので。

ということで、またお気づきのところがあれば、事務局に個別にお伝えいただければと思います。

では、時間の関係もあるので次の議題に入ります。次の3番目の荻外荘の話をご説明をお願いします。

特命事項担当副参事 では、私から、資料3の（仮称）荻外荘公園整備の取組についてご報告いたします。

（仮称）荻外荘公園は、戦前期に内閣総理大臣を3度務めた近衛文麿の旧宅であり、政治の転換点となる重要な会談が数多く行われた場所として、平成28年3月に、国の史跡指定を受けたところでございます。

また、杉並区景観計画では景観重要公共施設に位置づけられ、大田黒公園などの周辺の景観資源との連携を視野に入れながら、荻外荘の復原・整備を行い、屋敷林の貴重なみどりと、史跡としての歴史的・文化的価値を後世に継承していくものとしており、現在は敷地南側部分を公園として整備して、一般開放をしているところでございます。

今後、荻外荘の保存・公開に向けて整備事業を進めてまいりますので、本日は、取組の概要について報告いたします。

荻外荘の概要でございますけれども、敷地面積は6,071.69平方メートル、構造は木造瓦ぶきの平屋建て、一部2階建ての部分がございます。

床面積、荻窪部分に約409平方メートル、それから豊島区駒込へ昭和35年に移築した部分がございます、こちらが約200平方メートルでございます。

それでは、ここで机上にこういったクリアファイルお配りしましたけれども、この中にパンフレットが入っておりますので、こちらを使ってご説明させていただきます。

初めにパンフレットの裏面をご覧ください。

下に案内図、それから上に大きな配置図がございます。面積約6,000平方メートルと言いましたけれども、近衛文麿の時代にはさらに北側のほうにもう少し広大な土地がございます、建物も複数棟あったのでございますけれども、現在はいろいろ整理されまして、こういった敷地形状となっております。

敷地は、善福寺川の小さな崖線といえますか崖を生かして、南側、図面でいうと下のほうですけれども、崖下になりますけれども、こちらには、昔、池のあった庭園となっております。パンフレットの表面のほうを見ていただきますと、表面の上の写真が昭和初期の荻外荘の風景ということで、こういった池と、それから芝生があって、崖の上に邸宅があったと。現在は、この下の写真のように、公園部分は、池はとうに埋めたてられているのですけれども、芝生の公園として、一般公開しているところでございます。

裏面に戻っていただきまして、配置図の右側、東のほうに、ピンク色の点線で囲った部分がございます。こちらが、先ほど言いました昭和 35 年に解体、移築されまして、現在、豊島区の天理教の施設内でございます。このたび天理教との話し合いがつきまして、天理教様の協力を得られまして、区がこの建物を取得しまして、荻外荘整備の取組の大きな柱となる、この移築部分の再移築、こちらに戻して再び昔の姿に復原するという整備事業を始めることとなりました。

それでは、パンフレットを開いてください。荻外荘や近衛文麿の説明につきましては省略させていただきます。中ほどに、豊島区に移築されている、これから持ってくる部分の写真を挟んでおきましたけれども、外観と部屋の中が3枚ほど、例えば左下の写真の客間「荻窪会談の場」と書いてございますけれども、ちょうどパンフレットの左下の写真「昭和 15 年の『荻窪会議』の様子」同じ「客間にて」ということですのでけれども、現在、その客間は和室に改造されてございますけれども、当時は洋室だったと。ただ、大体同じ場所をとっているのですけれども、後ろにある建具、あるいは柱とか、そうしたものは当時の昔のまま残されておりますので、荻窪に持ってきた暁には、昔のように洋間に戻しまして、こういった会談をした当時の様子を再現したいと考えております。そして、公開した暁には、訪れる人々に当時の空間を体感してもらい、歴史について考える場などとして活用していきたいと考えております。

右のページに平面図がございます。この図面にあるように、重要な会談が行われた、ただいまの客間、あるいは、いろいろな記者会見が行われた応接間とかそういった政治に使われたような重要な部屋というのは、実は豊島区のほうにございまして、これを天理教様のほうは、あまり大きな改造もしないで大事に使っていただいたということで、保存状態も非常によい状況でございます。

また、このパンフレットの下のほうに設計者についての記載がございますけ

れども、荻外荘は、築地本願寺などを設計した著名な建築家であります伊東忠太の設計でございます。社寺建築の設計で有名な人でございますけれども、住宅作品はほとんど現存しておりませんので、そうした意味でも非常に貴重な建造物となっております。

それでは、報告の用紙に戻りまして、2番の主な経緯を記載してございますけれども、平成24年に近衛文麿さんのご息子が居住されていたのですけれども、死去に伴いまして、地元の10町会から、荻外荘を保存してほしいという要望書が区に提出されました。それから区では、こちらを取得して整備していかうということになりまして、近衛家側との交渉とか、それからどういうふうにご利用していかうかといろいろな取組をまいりました。

下の方にいきますと、今年の7月に、天理教と建物取得補償契約を結べましたので、この10月に、豊島区移築部の解体をします。それから、解体部材を荻窪に持ってまいりまして、保管するといった工事に入ったところでございます。

今後の予定としまして、解体・保管工事は今年度いっぱい31年3月までに終了する予定でございます。そして、現在、荻外荘公園基本計画を策定してございますけれども、来年の4月からは荻外荘公園の基本設計を開始します。設計のほうは、現在史跡ということで、文化庁との協議等もございますので、設計に3年ぐらいかかるのではないかと考えてございます。

それから、ファイルの中に寄附の願いというものが入っております。杉並区では、ふるさと納税も活用しまして、荻外荘公園の整備に向けた寄附を広くお願いしているところでございます。

今後とも荻外荘の取組につきましては、広く区内外にPRしながら機運醸成に努めてまいりたいと考えております。

簡単ではございますけれども、私からの報告は以上でございます。

会長

どうもありがとうございました。本件の報告について、何かご意見、ご質問がございましたらご発言ください。

委員。

委員

1点だけよろしいでしょうか。私の記憶では、こちらはたしか景観重要建造物にされたような記憶があるのですけれども、今、史跡としてのご説明はあったのですが、景観重要建造物としてこういうことをするという点について、補足の説明をいただけたらと思いました。

会長 　　　　　　　　では、事務局お願いします。

特命事項担当副参事 資料3の4行目あたりに、先ほどお話ししたのですけれども、景観計画で景観重要公共施設と位置づけられております。周辺には大田黒公園と非常に景観のすぐれた景観資源が散在してございますので、そういった資源との連携を視野に入れながら、荻外荘公園復原整備を行い、そういった屋敷林の保存とともに、歴史的、あるいは文化的なものを後世に継承していく、そういった荻窪地域の景観の一部、あるいはその中心となるような取組をしていきたいということでございます。

委員 　　　　　　　　ありがとうございました。

会長 　　　　　　　　ありがとうございます。ほかによろしいですか。

では、しばらく基本設計に時間がかかるということだと思いますが、必要が生じた場合には、また、本審議会等々にご相談いただければと思います。よろしくをお願いします。

それでは、4番目の報告事項について、説明をお願いします。

管理課長 　　　　　　それでは、杉並区まちづくり景観審議会景観専門部会の調査審議の結果について、ご報告をいたします。

お手元に平成28年8月以降の案件について、お配りをさせていただいております。ざっと概略を申しますと、平成28年度にご審議いただいたものが42件、そのうち大規模建築物が14件で、公共が28件ございました。

29年度につきましては、全体38件のうち、大規模建築物が15件、公共が23件となっております。

今年度につきまして、10月の時点でお受けしているのが23件で、内訳としては、大規模6件に、公共が17件となっております。

今お配りしている中で30年度の取組について、若干ご紹介させていただきます。48ページをおめくりください。A4横の冊子でございますけれども、こちらが「(仮称)下高井戸4丁目計画の新築」という案件でございます。大規模の、用途としては寄宿舍でございます。記載のとおり、地下1階、地上8階のRC構造の寄宿舍ということで、かなり大規模なものでございまして、答申のところ参考意見として、バルコニーについて、視線の遮へい等についてご指摘をいただいております。また、歩道状空地に関する植栽、それから貴重な高木についてのご意見というのもいただいております。

これを受けまして事業所のほうの対応としては、バルコニーの縦格子の手す

りのピッチを調整したりですとか、歩道状空地のほうには、東側に落葉樹を常緑樹の前に配置をするとか、そういった改善の対応をさせていただいております。

それから次、55 ページをおめくりください。こちらは、区営の宮前四丁目アパートの外観の色彩に関しまして、都営住宅が1号棟から5号棟まで3階建てのものがあるのですが、計画地の周辺の環境等の特性に応じて、単調にならないようにとご意見をいただきました。これについて、対応としましては、1号から5号棟、全てが同じ色彩配色であったものを、1、3、4号棟と2、5号棟で配色に変化をつけるといった対応をさせていただいております。

もう1点が、59 ページでございます。こちらは、区立柏の宮公園の拡張工事につきまして、ご意見をいただいております。こちらは、西側通路脇の擁壁について、高さに関する工夫をとということ、それから、園路のスラグ舗装色について、既存の園路色に近いものを採用をするようにとご意見をいただきました。擁壁の高さについては、2.5メートルから1.5メートルに変更し、それによって伐採樹木が生じる場所については、コグマザサで補植をするとか、圧迫感の軽減、見通しの確保などを行って、視界に入る緑の量を確保するような対応をさせていただいております。園路については、ご意見のと通りの対応ということで進めているところでございます。

それから、最後に61 ページ、こちら区立施設でございますけれども「(仮称) 杉並区立永福三丁目複合施設の新築」についてということで、こちら3階建ての公共施設、複合施設ですが、記載のとおりご意見をいただいております。これに対して、視線の制御を考慮しながら、部分的にルーバーを外して、外壁にアクセントを持たせるとか、木の種類、樹種を見直して、花の色や実のなる木を選定して、季節感を感じられる空間にするよう工夫するとか、そういった対応を図らせていただいております。

いずれも、今年度、事前協議をいただいているものですので、これから整備が始まるような状況でございます。

簡単ではございますけれども、審議の経過についての報告は以上でございます。

会長

どうもありがとうございました。専門部会の審議の結果のご報告でございますが、本件について、何かご発言やご質問はありますか。あるいは部会の関係の先生方がおられるので補足的な説明を。

では、委員。

副会長

先ほどの「助言」というものが、ここの「参考意見」というところにかかわってくると思います。「異議ありません」と書いてあるのは、景観的に問題があって、これは直しなさい、という指示等はない、ということですね。それまでにいろいろとやりとりをして、異議がない状態まで仕上げているということで、委員会は働いていないわけではありません。

参考までに 40 ページを見てください。某T社の販売店の改修なのですが、これに関しては、答申で丸2つ、外観と色彩を変更をなさい。これは適切ではないから、もう一回面積を計算し直しなさいと、こういうものが各所に出てきている上で、もう一度その事業者に手戻りをした上で、戻ってきて納得するものであれば、適合するものなので異議はないと。さらに、それより質がよいものに関しては、参考意見として助言という形でお答えしていくことなるといものになっております。

ちなみに、40 ページのこれは計画が中止になってしまったので、異議に対する対応がなされないままこの状態で終わっていますけれども、こういうような形になっているということをご理解いただければと思います。

会長

ありがとうございました。

質問に近いコメントかもしれないですけども、48 ページのこの用途寄宿舍、地上8階、延べ床4,500 というものは、これは下高井戸四丁目というのは、頭の中で地図が浮かばないのですが、立地としては、これは環八通り沿いですか。

委員

甲州街道沿いになります。

会長

甲州街道沿いだからこんなに大きく建てられる。最近寄宿舍用途が出てきているのが結構多いですね。世田谷も、かなり寄宿舍で出てきているのが多いのだけれども。

副会長

これの件でも問題になったのは、容積もありますし、甲州街道沿いの歩行者から見える建物の圧迫感、さらに、その寄宿舍であることを示すサインの大きさや色についても、いろいろコメントをしています。

先ほどのアートの話とこれがごっちゃになると、非常に問題になってくると思うのですが、例えばそういう寄宿舍がまち起こしみたいな感じでペイントし始めると、屋外広告で仕切るのか、サインで仕切るのか、イベントで仕切るのかは難しく、私たち審議会の中では、基本的にルールにのっとって屋外広告物法の指定ではこういう色、こういう強調色と基本色でやっているの

だという中での取組をしています。

ただ、にぎやかにする場所と住宅地とは別だということで、基本的にエリア分けはしていますので、ここに大きな建物が建ってしまうということは、都市計画上で大きな建物が許されている。さらに、その容積率を使った上で、もちろん事業者さんは考えた上で使いますから、それに齟齬があれば、景観的に問題があるよという話があつて、異議を申し立てるわけですがけれども、そうではない場合には、こうしてください、もう少し考えてくださいという形での意見を申し上げて、かなりの事業者さんは、その参考意見というところに対応してくださっていますので、出されたものが、より向上していく。その参考意見に対して良くしてきたというのが、先ほどのこの大規模建築物の事例集であつて、多分、参考意見に対して事業者さんが「では、どうしたらいいの」というときにも、これが効いてくる。でも、一般に建ってしまったものには、区民の方々には、ちょっとインパクトが大きいという場合もあるので、事前の説明等々の中で、もちろん事前説明もやるのですけれども、そんなことをしているということですよ。

会長 どうもありがとうございました。

委員、どうぞ。

委員 先ほどご説明の中で、対応として、結果を口頭でお話ししていただいて非常にわかりやすかったですけれども、資料がどうしても出てこないものですから、今日の議題の最初に出てきた事例集には4件だけ挙がってくるわけですがけれども、こういった資料に、本当は口頭で説明していただいた対応についてもあると、非常にわかりやすいなと思いました。

会長 ありがとうございます。うまく反映できるような編集方針を考えていただくといいかなと思います。

その他で少し連絡事項があるようなので、報告の議題には入っていないのですが、少し時間が必要なようなので、4つ目のこの報告については、このままでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

会長 ありがとうございます。

そうしましたら、報告事項は①から④まで、質疑も含めて一通り終わったということで、1回、事務局にお返ししますので、その他連絡事項お願いします。

管理課長 本日は、貴重なご意見を賜りまして、ありがとうございました。

1件だけ情報提供させていただきます。東京都の景観計画が、本年8月9日付で一部変更になっております。

変更の内容については、東京都が平成29年9月に策定した「都市づくりのグランドデザイン」を踏まえまして、1点目が「東京の新しい都市づくりビジョン」の地域区分を変えているということです。従前、5つの地域区分だったところを4つの地域区分に変更しております。それから、2つ目が「夜間における景観の形成に関する方針」の追加。3つ目が「景観重要公共施設」の追加、4つ目が「大規模建築物等景観形成指針」の変更などがございます。

こうした変更に対する区の対応というか、区への影響なのですけれども、東京都のほうで、現在「都市計画区域マスタープラン」などの改定を進めておりますので、そういった改定が終わってから、杉並区の「都市計画マスタープラン」の見直し等も含めまして、景観計画の見直しの検討等に取り組んでまいりたいと考えております。

本日は情報提供のみとさせていただきますけれども、また時期がきましたらご相談させていただきたいと考えております。

また、次回の審議会の開催についてでございますけれども、本日いただきましたご意見等を踏まえまして、報告案件それぞれの検討も進めて、日程調整の上、開催のご予定をまた後ほどお知らせしたいと思っております。今日の案件につきましても、また追加で何かこれはということがありましたら、事務局のほうに、忌憚のないところをメール等でお寄せいただけたらと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

会長

ほかに委員のほうから、何かご発言があれば、この際、伺っておきたいと思いますが、いかがでしょうか。事務局のほうで用意したのは、ここまでということだと思っておりますが、よろしいですか。

ありがとうございます。それでは、ご意見がないようですので、これで本日の第1回杉並区まちづくり景観審議会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

— 了 — (15時59分)